

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。浄化槽を正しく使うためにも、皆さんのご協力をお願いします。

1. 保守点検

- 実施機関 県に登録している保守点検業者
- 実施回数 年3～4回
※10人槽以下の家庭用浄化槽の場合
浄化槽内の機器（送風機など）の点検調査や消毒剤の定期的な補充を行います。

2. 清掃

- 実施機関 市町村の許可を受けた清掃業者
- 実施回数 年に1回以上
※全ぱっ気方式は6か月に1回以上
浄化槽に溜まった汚泥などを抜き取ります。

3. 法定検査

- 実施機関 公益社団法人茨城県水質保全協会（県指定検査機関）
- 実施回数 毎年1回
※初回検査は使用開始から3～5か月以内
- 内 容 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているか外観・水質・書類を検査します。

問 下水道課庶務G ☎53-7250
茨城県県北県民センター環境・保安課
☎0294-80-3355

申込 法定検査の申込み先
公益社団法人茨城県水質保全協会検査部
☎029-291-4004

下水道使用者等変更の届出をお願いします

下水道に加入している世帯で、「井戸水」または「井戸水と水道水を併用」している方、及び市で設置した戸別浄化槽（毎月の使用料がかかっているもの）を使用している方で人数の変更はありませんか？出生・死亡・転出・転入等に伴う人数の変更により、下水道の使用料金が変わりますので、「下水道使用者等変更届」を提出してください。

届出用紙は、下水道課及び各総合支所に用意されています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/page/dir000584.html>

問 下水道課庶務G ☎53-7250

6月1日から7日は水道週間です

～第58回水道週間スローガン～
「じゃ口から 安心とどけ 未来まで」

水道週間は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業のさらなる発展を目的として、全国で毎年実施されています。

市では、良質で安全な水道水を供給するため、定期的な水質検査や老朽化した配水管の更新などを行っています。

今後も水道水の安定供給に努めていきますので、皆さんもこの機会に、水の使用について見直してみましょう。

- ◆水は限りある資源です。大切に使いましょう
- ・歯磨きのときなど蛇口はこまめに閉めましょう
- ・洗濯はまとめて洗いをしましょう
- ・お風呂の残り湯は洗濯などに再利用しましょう
- ・水洗トイレは、大小用途によって使い分けしましょう
- ・食器を洗うときはため洗いをしましょう
- ・油污れは紙などで拭き取ってから洗いましょう
- ・漏水防止のためメーター器はこまめにチェックしましょう

問 水道課総務G ☎52-0427

ジオ散歩－河岸段丘(かがんだんぎゅう)を歩く－

ジオパークの散歩コースのひとつでもある深緑の河岸段丘を散歩してみませんか。様々な出逢いや発見が楽しめることと思います。

○日 時 5月29日（日）雨天決行
集合／9時30分 解散／正午

○集合場所 道の駅常陸大宮 かわプラザ
（集合後 JR 山方宿駅に移動）

○募集人数 20名（先着順）

○主 催 茨城県北ジオパーク推進協議会・ジオネット常陸大宮

○散歩行程
徒歩約3.5km(JR山方宿駅～下位段丘～中位段丘～上位段丘～旧南郷街道(宿通り)散策～JR山方宿駅)

○参加費 200円(保険代、資料代)

○申込期限 5月25日までに下記の電話番号、FAX又はメールアドレスまで

※参加者全員の氏名、年齢、代表者の住所、電話番号を連絡ください。

申込・問 パークアルカディア・森林科学館(担当 岩倉)
☎・FAX 57-2101
✉ shinrin@able.ocn.ne.jp